

佐世保市後援申請（人権・平和に関する事業）の手順を説明します。

ポスターやチラシ等に名義を入れる場合は、後援承諾後に印刷していただくことになりますので、入稿する2週間前までに申請してください。

事業開催15日前までに

【1】後援願（様式1）を記入の上ご提出ください。

添付書類 ① 団体等の規約、会則その他これらに類する書類

（団体規約、団体役員名簿）

② 団体等の活動実績を記載した書類

③ 事業計画書、開催要項等、事業等の目的及び内容がわかる書類

④ 収支予算書（様式2）（入場料、参加料その他費用を徴収する場合）

⑤ 今回または前回のチラシ等

国、地方公共団体等は省略可

承諾書等、回答の郵送をご希望の場合、提出時に110円切手1枚を添付してください。

----- 人権男女共同参画課内で審査を行います -----

○後援の可・否が決まりましたら、後援願の連絡先に可否をお知らせします。

【2】後援が決定した場合

後援承諾書と事業終了報告書（様式4）をお渡ししますので、人権男女共同参画課へお越しください。

（先に、切手をいただいた方には郵送いたしますので、来庁は不要です。）

事業終了後1か月以内に

【3】必ず事業終了報告書（様式4）をご提出ください。

〈郵送の場合〉

〒857-8585

佐世保市八幡町1-10

佐世保市市民生活部 人権男女共同参画課 宛

※事業終了報告書の提出がなかった場合は、以後の後援申請を受け付けない場合がありますので、忘れずに報告してください。